

## セグメント情報の開示に関する明細(又は注記)様式イメージ(案)

当様式例を示しつつ、網掛けの項目を開示必須としてはどうか。

(単位：円)

科目		部門	学校法人本部	(何) 大学	(何) 短期大学	幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等	病院	その他	合計
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金							
		手数料							
		寄付金							
		経常費等補助金							
		付随事業収入							
		雑収入							
	教育活動収入計								
	事業活動支出の部	人件費							
		教育研究経費							
		管理経費							
		徴収不能額等							
教育活動支出計									
教育活動収支差額									
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金							
		その他の教育活動外収入							
		教育活動外収入計							
	事業活動支出の部	借入金等利息							
		その他の教育活動外支出							
		教育活動外支出計							
教育活動外収支差額									
経常収支差額									
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額							
		その他の特別収入							
		特別収入計							
	事業活動支出の部	資産処分差額							
		その他の特別支出							
		特別支出計							
特別収支差額									
基本金組入前当年度収支差額									
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△	△	
当年度収支差額									
(参考)									
事業活動収入計									
事業活動支出計									

(注) 1 各セグメントの主な区分方法を注記すること。

2 セグメント情報の記載にあたっては、収入又は支出の配分方法等について継続性が維持されるように配慮する。なお、記載対象セグメント、収入又は支出の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載する。ただし、セグメント情報に与える影響が軽微な場合には、これを省略することができる。

3 収入又は支出の各セグメントへの計上にあたって、●●と異なる方法で配分している場合には、当該方法について注記すること。

4 「その他」の区分を設ける場合は、「その他」に含まれる主要な事業等の内容について注記すること。

## セグメント情報の作成方針(案)

### 1, セグメント区分について

・セグメントの区分については、各学校法人の業務内容等に応じて、各学校法人等において個々に定めていくこととするが、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、一定のセグメント情報については、全ての学校法人等において共通に開示するものとする。

・下記を共通に開示すべきセグメント区分とする。

- ①学校法人本部
- ②私立大学(短期大学を含む。)、私立高等専門学校
- ③②以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- ④病院

なお、③については、複数ある場合、それらを一括したセグメントとすることも差し支えない。④についても同様とする。

・上記以外のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示することが望まれる。

・学校法人本部以外に開示すべきセグメントが一つしかない法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の開示を省略できるものとする。

### 2, セグメントごとに開示すべき情報について

・セグメントごとに開示すべき情報は、教育活動収入、教育活動支出、教育活動収支差額、教育活動外収支差額、経常収支差額、特別収支差額、基本金組入前当年度収支差額、基本金組入額合計、当年度収支差額とする。

学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、これら主要な収入及び支出の内訳についても、積極的に開示することが望まれる。